

様式第 1 号（第 6 条関係）

救 済 申 立 書

年 月 日

（宛先） こどもオンブズパーソン

住 所

申立者 氏 名

電話番号

むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりこどもの
権利の侵害に係る救済を申し立てます。

権利の侵害を受けたと 思 わ れ る こ ど も	氏 名			
	住 所			
	学 校 名			
	年 齢		申立者との関係	
申立ての原因となった 事実の概要及びその事 実のあった年月日				
他の機関への相談等の 有 無	無 ・ 有	（有の場合、相談機関の名称及び相談状況）		
備 考				

様式第 2 号（第 6 条関係）

口 頭 申 立 記 録 書

年 月 日

むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりこどもの権利の侵害に係る救済の申立てを口頭で受け付けました。

申 立 て を 受 け た 日	年 月 日			
申立てを受け付けた者				
申 立 者	氏 名			
	住 所			
	電話番号			
権利の侵害を受けたと 思われる子ども	氏 名			
	住 所			
	学 校 名			
	年 齢		申立者との関係	
申立ての原因となった 事実の概要及びその事 実 の あ っ た 日				
他の機関への相談等の 有 無	無 ・ 有	(有の場合、相談機関の名称及び相談状況)		
備 考				

様式第 3 号（第 8 条関係）

同 意 書

年 月 日

（宛先） こどもオンブズパーソン

住 所

氏 名

同意者

（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）

電話番号

私は、むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則第 8 条の規定に基づき、次のこどもの権利の侵害に係る事実の調査等を行うことについて同意します。

権利の侵害を受けたと 思 わ れ る こ ど も	氏 名			
	住 所			
	年 齢		同意者との関係	

様式第4号（第9条関係）

調 査 等 実 施 通 知 書

第 号
年 月 日

様

こどもオンブズパーソン

むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおりこどもの権利の侵害に係る事実の調査等を実施しますので通知します。

記

- 1 こどもの権利の侵害についての概要
- 2 調査等を実施する理由
- 3 調査等の内容
- 4 備考

様式第 5 号（第 9 条関係）

調 査 等 対 象 外 通 知 書

第 号
年 月 日

様

こどもオンブズパーソン

年 月 日付けのこどもの権利の侵害に係る救済の申立てについて、むつ市こ
どもの笑顔まんなか条例施行規則第 7 条ただし書の規定に基づき、事実の調査等を実施しない
こととしますので通知します。

記

事実の調査等を実施しない理由

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

調 査 等 中 止 通 知 書

第 号
年 月 日

様

こどもオンブズパーソン

年 月 日付けのこどもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等について、むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、調査等を中止することとしますので通知します。

記

中止の理由

様式第7号（第12条関係）

調 査 等 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

様

こどもオンブズパーソン

年 月 日付けのこどもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等が
終了しましたので、むつ市こどもの笑顔まんなか条例施行規則第12条の規定に基づき、結果を通知します。

記

調査等の結果

様式第 8 号（第 1 3 条関係）

（表面）

写 真	第 号 身 分 証 明 書 氏 名 生年月日 年 月 日 上記の者は、むつ市こどもの笑顔まんなか条例第 1 4 条の規定に基づくむつ市こどもオンブズ パーソンであることを証明する。 交 付 年 月 日 有効期限 年 月 日 むつ市長 印
--	---

（裏面）

むつ市こどもの笑顔まんなか条例（抄） （こどもオンブズパーソンの設置） 第 1 4 条 市は、こどもの権利を守るとともに、こどもの権利が侵害された場合の救済を目的と して、むつ市こどもオンブズパーソン（以下「こどもオンブズパーソン」という。）を置く。 2 から 7 まで （省略） （こどもオンブズパーソンの職務） 第 1 6 条 こどもオンブズパーソンの職務は、次に掲げるとおりとする。 （1） こどもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。 （2） こどもの権利の侵害について、必要な調査を行うこと。 （3） こどもの権利の侵害に関する救済を目的として、関係者間の調整を行うこと。 （4） こどもの権利の保障に関し、市に意見を表明すること。 （5） こどもの権利及びその擁護に関し、普及啓発を推進すること。

※縦：60 ミリメートル 横：90 ミリメートル